

海外遺伝資源・伝統的知識等の取得および利用に関する体制および学内手続きについて

2020年7月7日 教育研究審議会にて承認

1. 石川県立大学は、「生物の多様性に関する条約」および「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」による国際合意に基づき、本学構成員（教員等）が海外から遺伝資源を取得する場合、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な利益の配分(Access and Benefit-Sharing(ABS))に関する措置を講ずることにより、生物多様性の保全及び持続可能な利用に資することを基本方針とする。そのため、以下の体制ならびに学内手続を定める。
2. 担当部署は研究担当学長補佐、産学官連携学術交流センター（以下、産学官）、および事務局総務課とする。
3. 担当部署（研究担当学長補佐）は定期的な啓発活動を実施すること
4. 1の国際合意に抵触するあるいは抵触する恐れのある遺伝資源（伝統的知識も含む）の提供を受けようとする教員は様式1を、担当部署（産学官）に提出する。なお、遺伝資源とは生物多様性条約および名古屋議定書に定める定義に従うが、提供国の法令が別に定める場合はそれに従う（*1）。なお、ATCC、Addgene、ジャクソン研究所からの購入の場合、または「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR-FA）の対象となる植物遺伝資源の場合、様式1の提出は不要（各自で入手手続を進める）。
5. 担当部署（産学官、研究担当学長補佐）は提出された様式1に基づき、当該教員に遺伝資源の取得に進んで良いかどうかを速やかに知らせるとともに、必要に応じて助言等も行う。
6. 必要に応じて、提供国の法令等に従い事前同意（PIC）を取得し、提供者と共同研究契約書等で相互合意（MAT）を設定すること（担当部署（産学官、研究担当学長補佐）がサポートに入ること）。*2参照
7. PICの取得およびMATを含む共同契約書等を締結したときは、担当部署（産学官）に写しを提出し、遺伝資源取得の手続きに入ること。
8. 担当部署（産学官）は提出された様式1ならびにPIC/MATの写しを、学長、担当部署（研究担当学長補佐、事務局総務課）、教員所属学科長、遺伝子組換え実験等安全委員会と共有すること。
9. 担当部署（産学官）は提出された様式1ならびにPIC/MATの写しを保管すること。
10. 国際遵守証明書がABSCHに掲載された後、ABS指針に従って、日本政府の担当部局である環境省に遺伝資源の適法取得の報告を担当部署（産学官）が行うこと。
11. 指針に従った日本政府のチェックポイントへの報告等は担当部署（産学官）が行う

こと。

12. 担当部署（産学官）は、5年後、環境省からのモニタリングに対応（報告書の提出）すること。
13. 環境省への報告書の内容等は、学長、担当部署（産学官、研究担当学長補佐、事務局総務課）、教員所属学科長、遺伝子組換え実験等安全委員会で共有すること。
14. 本内規は、学長補佐会議での審議により、また場合によっては更に教育研究審議会の審議を経た上で、状況に応じて改変していくものとする。